（郵信省認可）　（本號六面）　明治廿二年十二月廿一日

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千五百十號
明治廿二年十二月廿一日土曜日
舊曆己丑十一月廿九日（辛未）
日出午前六時四十八分　日入午後四時五十七分
月出午前四時三十分　月入午後三時三十七分
滿潮午前三時四十分　午後四時三十分
（西曆一千八百八十九年）

時事新報

汽車乘客の便利を謀る可し

隱を得て圖を謀むは世間普通の人情にして改良と云ひ進歩と云ふも皆な此人情の鑄より起るものなるが故に文明交通の車業に從事する鐵道業者其人の如きは時勢事物の進歩に隨ひ成る可く其業務上の改良を謀りて右の人情に稱はんとするの覺悟なかる可らず初め我が鐵道の未だ延長せざるや遠近地方に旅行する者は先づ彼の人力車に由るの外なく蒸氣車ならば數時間にして達す可き處に一兩日の時間を空ふし亦隨て費用を要して不便利極りたるが故に當時旅行の人々は此道筋に鐵道線を架し其往復の便利をさへ得れば唯夫れ丈けにて大願成就、他に所望あるが如くありしが爾後七八年を經過して日本國中の鐵道も既に一千英里餘に達し旅客の云々したる道筋にも一日幾回汽車を通じて之を裁背に比するときは便利極りて復た一言もなかる可き筈なれども所望心の增長は決して之れに滿足するみと能はず苦情はさすがに微細に入りて所望の箇條も煩苛に渉るは亦是非もあるべし次第にして現に斯く申す我輩の如きも我が鐵道業者に對して嘱か所望なきに非ず第一我が鐵道の乘車切符は通常切符、往復切符凡そ此邊の種類として往復切符も僅に二三日間に通用するに過ぎず京濱間の如き坂神間の如き商用往復の頻繁なる場所にても未だ季節切符を發せず東海道鐵道は京都に通じ東北鐵道は松嶋近傍を過ぐるの今日、彼の遨遊切符を發して遊覽客の便利を謀りたるみとをも聞かず其他乘車切符に就ては不完全の箇條甚だ多く我輩も亦少しく卑見なきに非ざれども是れは他日の談として扨て我が鐵道停車場ステーション即ち携帶物世話方を置かざるは或る乘客の身に取りて頗る不便あらざるを得ず凡そ西洋の停車場には所謂ポーターなるものあり旅客の馬車より下るを待ち受け若しも手荷物ありと見れば客の行く先きを聞き質して夫れ〳〵其向きの列車に伴ひ切符上中下の等級を糺して成る可く便利なる座席を撰み又手重き荷物あれば先づ乘車切符を買ひ荷物は小さき手車に載せて目方を量る處に挽き行き上中下三種の等級に應じ其目方の内よりして無賃運送の定量を引き去り其殘餘の目方に就き何程の運賃を拂ふ可きを決して之を荷物列車に積み込み凡そ此邊一切の手數、乘客の手を煩はさずして之を辨じたる其時に十錢乃至十五錢、日本生計の度より申せば凡そ二三錢を與ふるのみ誠に輕便なりと云ふ可し然るに我が日本にては各地目抜きの停車場にても右のポーターなるものなく旅客は如何なる人物にても自から荷物を始末せざる可らざるが故に田舍行の旅人、溫泉遊の乘客その手荷物の多きものはアア〳〵僕を停車場に伴ひ荷物の始末を手傳はするものあり或は年若き立涙なる婦人が大きな風呂敷包みを抱へて服裝の姿を呈するものあり僅々二三錢をポーター紅敎して此不便を救ふとを得は乘客の便利は如何なる可きや故に目抜きの停車場にては身元の確かなる其道の者二三名乃至四五名に限りて目に附き易き鑑札を與へ此鑑札を帶ぶる者は客の手荷物を携帶して隨時列車の側に至り之を始末するとを得せしめば乘客は荷物を持ち廻はるの苦なくポーターは乘客の心附を得て鐵道會社とは面倒なく一舉雙方の便利ある可し我輩の偏に所望する所なり扨て又我國の停車場とはクローク ルームと稱するものなし抑も此クローク ルームと申すは乘客が或る停車場にて次きの發車を待ち合はすか若くは近邊に所用ありて停車場外に出でんとするか其場合は樣々なれども兎に角手荷物を持ち廻はりて不便勝ちなる其時に此クローク ルームに至りて經小の預け賃を投ずれば荷物を預かりて預かり證を渡す斯くて數時若くは數日後、隨時此證を持參すれば其荷物を差戻すの法にして例へば江ノ嶋鎌倉より東京へ向けて歸り掛け一寸橫濱に所用ありて之れに立ち寄る其際に手荷物一切を携帶して頗る不便なりと思ふときは之を橫濱停車場のクローク ルームに預け置きて身輕く所用の處に至り扨て歸京車の出發前更にクローク ルームに至りて其手荷物を受取れば誠に便利なるとなる可し但し當初不慮の際は荷物預人少なくして當座勘定に合はざるときもあらんかなれども各鐵道會社にては其乘客に對するの義務として試に其端緒を開き乘客のクローク ルームを知りて其便利を合點するの時を待つ可きのみ扨て又爰に一問題と申すは鐵道保險の一事なり分明には記應せざれども英國リヴァプールと倫敦との間凡そ百六七十英里の處にて其鐵道保險料は百磅に就き凡そ二センスばかりにして乘車切符を買ふときは右二センスばかりを出せば保險切符を買渡し之を買ふ者多ければ自から勘定にも合ふとあれども我國にては乘客も少なく今日只今端緒を開きてみの保險料を實行するみとを得べきや是れは老經濟家の熟考を讓り兎ふ角我國の鐵道も追々延長するに隨ひ乘客は鐵道敷設前の事を忘れ所謂得隴望蜀の情にて便利の上にも便利を求むるの趣きあるが故に我が鐵道業者の方にても亦勉めて之を應じて荷物乘客の取扱上、便利の上にも便利を加へ改良進歩に怠慢なる今の我國に稱はんみと我輩の敢て勸告する所のものなり

官報

○文部省令第十二號
小學校及其他普通學校ノ教員ニシテ集會條例ニ依リ罰金ノ處分ヲ受ケタル者又ハ政黨ニ關係スル者ハ其情狀ニ依リ府縣知事ヨリ文部大臣ニ稟申シ該府縣内ニ於テ教員メルコトヲ差止ムヘシ

文部大臣子爵榎本武揚

明治廿二年十二月廿日

○宮内省告示第十四號
來明治二十三年新年式左ノ通定メラル

宮内大臣子爵土方久元

明治廿二年十二月廿日
一日　新年式
午前五時　四方拜○同七時　晴御膳○同九時三十分　親王同妃宮内省勅任官以上同夫人並奏任官等拜賀○同十時　大勳位親任官公爵從一位勅一等勅任官麝香間祗候同夫人等拜賀、權勅任屬外國人同夫人拜賀○同十時三十分　三等以上奏任官拜賀○同時　宮内省勅任官以上同夫人並奏任官等皇太后陛下ヘ拜賀○午前十時五十分ヨリ午十二時迄　宮内省勅任官以上並奏任官等皇太子殿下ヘ拜賀○午前十一時　奏任待遇ノ輩宮城ヘ參賀○同時　大勳位親任官公爵從一位勅一等勅任官麝香間祗候同夫人等、皇太后陛下ヘ拜賀○午前十一時二十分ヨリ午十二時迄　大勳位親任官公爵從一位勅一等勅任官麝香間祗候等皇太子殿下ヘ拜賀○午前十一時三十分ヨリ午後四時迄　三等以上奏任官青山御所ヘ參賀○午前十一時五十分ヨリ午後四時迄　三等以上奏任官東宮御所ヘ參賀○午十二時ヨリ午後四時迄　奏任待遇ノ輩青山御所ヘ參賀○午十二時二十分ヨリ午後四時迄　奏任待遇ノ輩東宮御所ヘ參賀○午後二時　各國公使同夫人等拜賀○同二時三十分　侯伯子男爵及非役從四位以上同夫人等拜賀○同三時　勅三等以上外國人拜賀准奏任雇外國人並勅六等以上外國人拜賀○午後三時三十分ヨリ同四時迄　侯伯子男爵及非役從四位以上同夫人非役勅三等以上ノ輩神佛各宗派管長等青山御所ヘ參賀○午後三時五十分ヨリ同四時迄　侯伯子男爵及非役從四位以上ノ輩非役勅三等以上ノ輩神佛各宗派管長等東宮御所ヘ參賀○時刻各廳ニ於テ定ム　判任官准判任判任待遇ノ輩各廳ヘ參賀

二日
午前七前　晴御膳○同十時　四等以下奏任官並無等奏任官拜賀奏任待遇ノ神職拜賀非役從六位以上同勅六等以上ノ輩拜賀門跡寺院住職ノ輩拜賀○午前十一時ヨリ午後四時迄　四等以下奏任官並無等奏任官奏任待遇ノ神職非役從六位以上同勅六等以上ノ輩門跡寺院住職ノ輩青山御所ヘ參賀○午前十一時二十分ヨリ午後四時迄　四等以下奏任官並無等奏任官奏任待遇ノ神職非役從六位以上同勅六等以上ノ輩門跡寺院住職ノ輩東宮御所ヘ參賀○午後二時　親王皇太子殿下ヘ拜賀○時刻地方廳ニ於テ定ム　非役正七位以下同勅七等以下ノ輩所在地方廳ヘ參賀

三日
午前七時　晴御膳○同十時　四等以下奏任官並無等奏任官拜賀奏任待遇ノ神職拜賀非役從六位以上同勅六等以上ノ輩拜賀門跡寺院住職ノ輩拜賀○午前十一時ヨリ午後四時迄　親王同妃皇太后陛下ヘ拜賀○同二時二十分　親王皇太子殿下ヘ拜賀○時刻地方廳ニ於テ定ム

四日
午前九時　政始　先奏　神宮ノ事

五日
午前十一時　新年宴會　親王大勳位親任官公爵勅一等勅任官麝香間祗候及各國公使等參内　在京奏任官ハ各廳ニ於テ賜饌　在京有爵者及有位華族ハ芝離宮ニ於テ賜饌

八日
午前十時　陸軍始

雜報

○英國上院の人物論（前號の續き）第一我輩（原文の記者以下同じ）の注意す可きは彼のソールズベリー卿なりとするも卿は現保守黨内閣の首相として大法官を兼ね更に亦上院議長の榮職をも占むる者なれ共卿が未だ此等の職を奉ぜざる以前は曾て數年間下院の議員となりて該院中錚々たる雄辯劇論家の名を博せしのみならず終始雄壯なる口頭を翻へして反對者を攻擊し曾て一敗だも敢に勝利を輸したる事なかりしと云ふ然るに卿が今日の能度容貌を見れば深沈にして物に驚かざるの度量を有し腦蓋廣くして前額擡かに眉目殊に秀偉なる風など宛然溫厚の君子を見るが如き想ひあるのみならず初め黑色なりし頭髮も今や年齒を加ふると共に追々半白の色に變じ元來魁梧なりし體軀も今日又夜では亦其背の少しく彎屈する樣等は殊に一層老實の風觀を示すものあり卿が今日演説中巧みに高く鵬者の聲を發するとき聽者の中にも或は微笑の間に或は嘆笑の間に或は有名なる卿の演説なるに當てはまるの感を生ずるに至りて左れば卿の口氣を弄するの巧なりければ從て卿が尚ほ大臣の職に就くの日に當りては卿が大臣グラッドストーン氏の方案を攻擊するの日に當りては